

第五回 アジア家族法三国会議の開催

—台湾・台北市(台湾大学法律学院)にて—

戸籍時報編集部

一 はじめに

小社では、一九八二年にアジア家族法会議を東京で開催して以来、ほぼ毎年、日本・韓国・台湾の三か国の家族法学者からなるアジア家族法三国会議を主催してきた。この会議は、近年では、年に一回、開催国を替えながら開催されている。去る一月一〇日、台湾・台北市内の台湾大学法律学院において第一五回の節目となるアジア家族法三国会議が開催された。

この会議は、毎年テーマが定められ、各国一人ずつ報告者の報告とこれに対する討議から成り立っている。会議は、現在のところ原則的には日本語を基本言語として進められている。現在のメンバーは、左記のとおり、各国五名ずつの十五名であるが、会議したいには、このほかに例年多数の学者、法曹の参加がある。

日本・中川淳(広島大学名誉教授)、山川一陽(日本大学教授)、小川富之(広島経済大学助教授)、加藤美穂子(明海大学教授)、棚村政行(早稲田大学教授)

韓国・金容漢(中央大学校法學博士)、崔連坤(高麗大学校名誉教授)、朴秉濂(ソウル大学校名誉教授)、金容旭(釜山大学校名誉教授)、申榮鎬(高麗大学校教授)

台湾・黄宗業(台湾大学法律学院教授)、林菊枝(政治大学教授)、郭振恭(高雄大学教授)、林秀雄(政治大学教授)、鄧學仁(中央警察大学教授)(敬称略)

本年は「親族の範囲と効果」をテーマに活発な討議が繰り広げられ、アジア全域の家族法にとつて、真に有益な、根拠の深い視点を提供する内容であったといえるように思う。そのもようは、会議に参加された村重慶一先生に報告をいただいているので、御一読いただきたい。

開催地・台湾側の圧倒的な理解と協力のもと、前夜祭には司法院院長・翁岳生先生に御参席いただき、歓迎のお言葉を賜った。また、司法院大法官・孫森焱先生には前夜祭に加え、本会議にも御出席いただき、懇切な視察をいただいた。このほかにも台湾側の懇切な接待ぶりは、いちいち書き記すことができないほどであつて、ただただ深く感謝するのみである。

特に、サヨナラパーティーにおいては、黄宗業先生が委員長を務められる行政院公平交易委員会のメンバーも参加され、三国の間の友情がさらに深く固く結ばれ、祝宴のいつ果てるとも知れぬ盛り上がりを見せたことは、強く印象に残る出来事であった。

この報告では、前夜祭における翁岳生司法院院長の歓迎の挨拶、会議に先立つ小社社長尾中哲夫の開会の挨拶と廖義男台湾大学法律学院院长歓迎の挨拶、孫森焱司法院大法官の祝辞、この会議で議事進行役を務められた黄宗業先生の議長挨拶、そして会議終了の際に総括をされた金容漢先生の閉会の挨拶を収録しておきたい。

なお、来年は、「親権」をテーマに東京で第一六回の会議が開催される予定である。

二 歓迎の挨拶(前夜祭)(司法院院長・翁岳生)

本日は会議のために遠路はるばる台湾までお越しいただき、誠にありがとうございます。



私、司法院長を務めさせていただいております。翁先生と申します。台湾大学法学部教授を務めておりましたが、一九七二年より司法院の大法官に転任し、三年前に司法院長に就任いたしました。専攻は公法で、現在も院長職のかたわら台湾大学で非常勤教授として教鞭をとっております。

公法の分野においても、台湾・日本および韓国は常に密接な交流を続けてまいりました。私自身、国際的な学術交流によって、互いの理解と友好がよりいっそう深まるものと確信しております。

黄宗樂教授から、日本・韓国・台湾の家族法の学者や専門家が集い、日本加除出版株式会社のご支持とご協力の下で、日本・韓国・台湾と順番に開催地を変えつつ「家族法会議」が毎年発行されており、一五回目の会議が台湾大学法学院で発行されるとの話を伺ったときには、正直に申し上げまして羨望と敬服の念を禁じ得ませんでした。

私は、司法院長に就任後、「市民のための司法」という理念を掲げ、司法改革を強力に推進してまいりました。家事審判法の分野ともまんざら無縁ではなく、司法院に特に委員会を組織し、「家事審判法」を起草させる等、家事審判制度の確立に及ばずながら力を注いできたつもりです。その際に特に参考にいたしましたのが日本の「家事審判法」と韓国の「家事訴訟法」です。この点にも、法律の改革の領域で、外国の制度と経験を吸収することがいかに重要かが示されております。

日本・韓国の学者および専門家の皆様の多年にわたるご厚情とご指導には、感謝の言葉もございません。また今回、心ばかりの品ではございますが、国際学術交流に対する日本加除出版株式会社の貢献を称えて、国際学術交流の榮譽を記した記念品を贈呈させていただきたく所存です。

最後に明日の会議の成功と皆様の健勝をお祈りして、私の挨拶を終わらせていただきます。

三 開会の挨拶（日本加除出版社長・尾中哲夫）

御参会の皆様、おはようございます。アジア家族法三国会議を主宰しております。日本加除出版の尾中でございます。

本日は、二一世紀を迎えまして最初の会議を台湾大学法学院において、しかも第一五回という記念すべき会議を開催できますことを、皆様とともに喜びたいと思います。また、昨日の前夜祭及び本日の会議には、翁先生司法院長、孫森焱大法官、廖義男台湾大学法学院院長ほか、多数の御出席をいただき、心から感謝の意を表します。

アジア家族法会議は、一九八二年一〇月にアジア地域九か国が参加して東京で開催されました。翌年から日本・韓国・台湾の三国会議となりましたが、本年で二〇年、三国会議も一五回の年輪を重ねることができました。本日の台北会議を記念して「アジア家族法会議（二〇年の記録）」を上梓し、御出席の皆様にご配布しましたので、御高覧のほどお願いいたします。

二〇年の歴史のなかから、三国家族法の歴史的類似性とその比較的研究の成果が、家族法領域の現実的課題……とりわけ家族法の国際化にふさわしい、理論的・実務的な問題解決に寄与することを期待しております。そして二〇年前に先達が創設した、この会議が三国の学際的研究の場として、また国を越えた学者の友好の場として、二一世紀の若き学者に承継され、さらに充実・発展することを願ってやみません。

今回のテーマは「親族の範囲と効果」であります。親族の概念については、三国とも大きな相違はないと思われませんが、その範囲と効果……今後の問題については、その歴史的・現実的な議論が展開されることが想像されます。本日の会議が実り多い会議となるよう大きな期待をしております。

三国を代表して報告される、金容旭先生、加藤美穂子先生、鄭學仁先生に改めて感謝とお礼の言葉を申し上げます。会議の進行については、慣例に従い地元・台湾大学の黄宗樂教授に議長を依頼し、本会議運営のすべてを一任いたします。なお、本会議の開催に際しては、会場の提供及び準備の労をとられました廖義男台湾大学法学院院長はじめ、台湾大学の関係者、特に黄宗樂教授に深く感謝とお礼の意を表します。さらに台湾各地より多数の御出席をいただき、心から感謝しております。会議終了後も懇親会では、国際友好の場として友情の語らいを期待し、錦上には花を添えていただくよう、お願いいたします。

なお、来年は日本で開催されますが、日本加除出版創立六〇

周年の年であります。わが社では創立六〇周年記念行事を予定しておりますので、アジア家族法三国会議は記念行事の日程に合わせて開催し、皆様も記念行事に御招待したいと思っております。

最後に、記念すべき一五回の本会議ではありますが、時間に限られております。充実した意見交換を通じて、本会議の継続と御出席の皆様がさらに厚く結ばれることを心から祈念して、台北会議の開会挨拶といたします。ありがとうございます。

四 歓迎の挨拶（台湾大学法学院院長・廖義男）

尾中社長、ご出席の皆様方、おはようございます。

本日、第一五回アジア家族法三国会議が台湾大学法学院にて開催されることを、心より光栄に存じます。台湾大学法学院を代表して、謹んで歓迎の意を表する次第です。

台湾大学法学院は、もともと「法学院」下にございました法律学系（法学科）を前身としております。一九九八年八月以降、法学院は「法律学院」と「社会科学学院」に分けられ、法律学系単独で「法学院」政治学系（政治学系）、経済学系（経済学系）、および社会学系（社会学系）で「社会科学学院」を創設するに至りました。日本・韓国からお越しの皆様にとつて「法学院」の名称は馴染みが薄く、なぜ「法学院」と呼ばないのかという疑問をお持ちの方もいらっしゃるかと思います。

この点をも考慮して、会議の横断幕には「法学院」と書かれております。

思い起こせば一〇年前、陳棋炎先生ご存命の折、第六回三国会議が、この会議室で挙行されました。一〇年後の一五回三国会議が同じ場所で開催されますことには、深い意義を感じずにはいられません。ご出席の皆様も旧遊の地を再び訪れ、感慨もひとしおであることでしょう。

皆様もご存知のように、国際的な学术交流は、互いの理解や友好をより強化するものです。日本・韓国・台湾の家族法学者や専門家が一堂に会し、開催地を順番に替えながら年に一度の会議をこれまで継続できましたこと自体、非常にすばらしいことだと思えます。ことに日本加除出版株式会社のひとかたならぬご支持とご協力があった初めて、このような輝かしい成功を取められたものと確信いたしております。この機会を借りまして、衷心より敬意を表したいと存じます。

私の専攻は公法ですが、公法の領域でも、台湾・日本および韓国の関係は深く、私自身日本での講演にお招きいただいたこともございます。国際交流の時代である今日、特に歴史的、地理的、文化的に密接な関係をもつ日本・韓国・台湾は、さらに交流を促進していくべきでありましょう。それはまた三国の法や法学の発展にも大きく貢献することでしょう。

それでは最後に会議の成功と皆様のご健康、学術の振興を願って、私の挨拶の言葉とさせていただきます。

会議において、議長を務める機会に恵まれましたことを無上の光榮に存じます。

しあわせなことに、私が台湾教授協会会長に在任中には協会創立一〇周年、台湾法学会理事長に在任中には学会創立三〇周年、そして今年委員長に就任いたしました公平交易委員会は来年一月末に創立一〇周年を迎えることができ、これに対してはそれぞれ相応しい慶祝の式典が行われ、あるいは行われようとしております。ニュアンスの差はありますが、アジア家族法三国会議が一五回目を迎え、「アジア家族法会議（二〇〇年の記録）——二世紀（第一五回台北会議）を記念して——」という立派な記念図書も発行され、韓国・日本の各地から多数の先生方に出席していただいた祝賀の会とでもいうべき今回の会議で、司会役を担わせていただけることは、誠に神の寵愛を受けているとしか申しようがありません。

一九八二年のアジア家族法会議（参加九カ国）を含めた計一六回の家族法会議の意味するもの、その取めた成果、懐かしい思い出等は、先ほど申しました記念図書に克明に述べられており、ここでは贅言を要しませんが、一言だけ申し上げたいのは、二〇年間にもわたり、日・韓・台の三四回で家族法会議を継続して開催できたこと自体、言わばアジア学術交流における奇蹟であるということです。また「百年修得同船渡（縁があって同じ舟に乗り合わせる）」という諺にも示されますように、深い縁で結ばれているためにこのように素晴らしい成就を遂げられた

本日は、第一五回アジア家族法三国会議にお招きいただき、お祝いの言葉を申し上げる機会を得まして、誠に光榮の至りであると存じます。

三国会議は今回を含めて台北で四回開催されました。過去において私もこの会議に参加でき、多大な収穫を得ております。

私は長年裁判官を務め、七年前に最高裁判所の裁判長から可法院大法官に転任いたしました。いままでも幾多の家族法事件の裁判にたずさわり、家族法の学説の動向にも大いに関心を持っております。実際、三国会議では多くの示唆を与えられ、とても感激いたしております。

とりわけ、日本・韓国・台湾三回の家族法の発展に対する日本加除出版株式会社の貢献は、アジア学術交流史に貴重な一ページを刻むものと確信しております。

ここに改めて尾中社長に感謝の意を表し、皆様の今後のご発展をお祈りして、お祝いの言葉とさせていただきます。

六 議長挨拶（台湾大学法律学院教授・黄宗樂）

皆様、おはようございます。今回の会議で議長を担当させていただきました。台湾大学の黄宗樂でございます。

本日二〇〇一年一月一〇日、第一五回アジア家族法三国会議が台湾大学にて開催されることになりました。この歴史的な

のであり、まさにその船頭役を演じてきたのが、日本加除出版株式会社でありました。昨晚、台湾における最高司法機関の長である翁岳生司法院院長が前夜祭に出席され祝辞を述べられました。ほか、日本加除出版株式会社の国際学術交流への貢献を称えた表彰も行われましたが、これはまた、その船頭役としての貢献に敬意と謝意を表するものにほかなりません。

今回の会議では、昨年、韓国・釜山大学にて第一回回会議が開催されたときに提案された「親族の範囲と効果」を次回の会議のテーマにしては、という韓国の先生方の意見が採り入れられました。報告者としては、韓国の金容旭釜山大学校名譽教授、日本の加藤美穂子明海大学教授、そして台湾の鄭學仁中央警察大学教授にそれぞれお願いした次第であります。ただ残念ながら、金容旭先生が奥様の病気で出席できませんので、会議の報告は朴秉源ソウル大学校名譽教授が代行されることになりました。ところで第一回回会議に言及しておきますと、会議では「離婚—その原因と財産問題」が議題として取り上げられ、参加者も四〇名以上にのぼり、私も報告者として参加させていただきました。ところが横かしく思い出されます。なごやかな雰囲気の中で活発な討議が行われたほか、珍しい韓国伝統楽器の演奏も鑑賞することができました。会議後は、龍頭山公園や高麗池

山洞古墳群や伽耶山海印寺といった名勝観光、海印寺ホテルでの素敵なお茶会や伽耶山海印寺といったカラオケ、そして特急セマウル号でのソウルまでの鉄路沿線の中外風景見物等、思

い出が一杯です。

さて親族の範囲について、日本民法は、種々の法的効果に関する個別的な規定(例えば、近親婚についての七三〇条、七三六条、扶養についての八七七条、相続権についての八七七条、八八九〇条などのように)を置きながら、他方では、抽象的統括的限定主義を探り、六親等内の血族、配偶者及び三親等内の姻族を親族とすると定めています(七二五条)。韓国民法もこの立法例を踏襲しています(七七七条)。ただ韓国民法では、親族の範囲は日本民法のそれより広いのであります。これに反して、台湾民法は、日・韓の民法と異なり、個々の具体的事項について、それぞれ個別的にその効果を受ける者の範囲を規定する、いわゆる具体的個別的限定主義を採用しております。また日・韓の民法では、配偶者をも親族に含めますが、台湾民法では、配偶者を親族としません。そして、親族の効果について、いずれも民法上だけでなく、その他の法律上も効果を生じますので、内容も複雑で、三回は必ずしも同一ではありません。これらの点は、比較法的にも興味深いものであり、本会議における恰好の討議材料となると思います。本議後は、村重慶一先生の整理による問題点が戸籍時報に掲載され、参考として供されることでしょう。

私事に触れ大変恐縮ですが、台湾では、去る二〇〇〇年の總統(大統帥)選挙で、台湾の子、陳水扁氏が当選した結果、五〇年以上も台湾を支配してきた「外来政權」の中国国民党政府が下野し、政權交代による民主政治が実現しました。そのお除

さて、今回のテーマであった「親族の範囲と効果」については、見かけとしてはあまりに平凡の感があっただけ、当初はいささか異見もあったようでしたが、考えれば、これこそ明らかに家族法分野における基本問題でありながら、家族的現象の問題解決のため不可欠のものであるとの認識のもと、テーマ採択に意見の一致をみたのであります。三か国の基調報告もこのような認識が備わった故でありましょうか、極めて広範にして綿密な内容を盛り込んでおりました。

会議の順序に従って、まず韓国側の報告によりまずと、家族及び家族法の歴史は、縮少と分離・独立の歴史であり、權威の歴史から人格と愛情の歴史であるとの視点をふまえて、韓国における親族概念の過去と現在を説明しています。すなわち、遠い過去においては、親族概念は本質として宗法制に根を張っていて、中国の有服親制度の影響を受けたが、同時に韓国独自の慣習もあったとのこと。このような伝統で一九六〇年施行の民法典では、父兄血族主義が立法化されたのであったが、その後の改正で両性平等の民主的原理が反映されるに至ったことを述べていました。一方、この報告は最近における改正において親族体系が機械的・無反省であったため、むしろ複雑・混乱の副作用をかかすようになってきているとの鋭利な批判を加えてい

で、私は学界の代表として総務府園遊園に招聘され、国政への助言を行うほか、今年の一月末から開催である公平交易委員会の委員長にも就任させていただいております。それ以後、教育と研究に専念できなくなった私ですが、やはり教育と学問こそが私の命であり、たとえ政務に就いてはおりませんが、教育と研究への熱意を忘れたことはございません。したがって、今回の会議にたずさわり、諸先生方と同席させていただきまことは、私にとつてこの上ない幸せと言えましよう。

本会議の開会式では、慶義男台湾大学法律学院院長の歓迎の挨拶や孫森焄司法院法官の祝辞によつて、会議に花を添えていただきました。また本会議にご出席いただいております、朴先生、加藤先生、鄭先生のほか、韓国の金容漢先生、崔達坤先生、申榮鎭先生、禹柄彰先生等、日本の中川淳先生、小川富之先生、棚村政行先生、木棚照一先生、村重慶一先生、西山国頭先生等、開催地・台湾の林菊枝先生、郭振華先生、林秀雄先生、陳榮隆教授、魏大曉法官、吳振宗博士等には、この場を借りまして改めてお礼を申し上げます。なお、会議がスケジュールどおりスムーズに進行いたしますよう、よろしくご協力をお願い申し上げます。

七 閉会の挨拶(韓国法学博士・金容漢)

閉会の辞を承りました金容漢でございます。

何よりも今次第一五回アジア家族法三国会議を有終の美で飾ることが注目を引きました。さらに同報告では、親族関係の効果を、民法はもとより三〇余個に達する諸種の特別法に亘つて枚挙している点では、とりわけ報告者の学問的丹念さを窺うことができますでしょう。

次に日本側の報告をみますと、親族の概念及び範囲について立法当時の諸相から始めて、その後における代表的な学説を時代を追つて整理していますが、その中でも特に親族規定の無用論は注目すべきと思います。また親族法と相続法を合わせて家族法と呼ぶことの不当性が紹介されていますが、甚だ興味ある問題であると思います。しかし、同報告の白眉は何と言つても親族の概念及び範囲の変容を觀察している部分であるかと思われまます。その中でも、家父長的家制度の廃止、特別養子による親族関係の消滅、人工生殖子におけるドナー親と子の間の親族関係の否定などを根拠に親族関係の縮小化を指摘する一方、人工生殖による父母関係、ホモ・セクシャルの容認による親族関係などを例示して親族概念の範囲の拡大を理論的に打ち出している点は、斯界における学問の現代的感覺はもろろん、研究方向のよき道しるべになるものと思えます。

そして統計的数値、道義感情、学説の動向など今日の状況に於いて親族の概念・範囲についての再検討は必至の課題と明言したうえ、それは人間の生存をかけた重大な根幹の問題であり、絶対に逃れることのできない専攻者の責務であると強調している点は、家族法学者らに示唆するところが大きいものと感

じられます。

次に台湾側の報告をみますと、さすがに中国が東洋的倫理の本場であつただけ、親族についてもその立法的沿革は永いようです。しかしながら、台湾では近代における民事法制が清王朝統治時期に由来したと言つても、実質としては台湾本島の移民によつて形成された独特な習慣によるところの大きいことが指摘されています。そして日本統治時代においても、このような事情が当時の法政策に反映されていたようです。

一步深めて台湾側の報告の内容を検討しますと、先行の日本及び韓国と比較する場合、少なくとも現行法の体裁としては顕著な差があることを感じます。すなわち、日本・韓国においては現行法上、親族の種類として血族・姻族・配偶者の三者を規定していますが、台湾の場合は、血族及び姻族のみを規定し、配偶者については直接明文の規定をおいていないようです。また親族の範囲についても、日本の場合は血族六親等、姻族三親等、韓国の場合は血族八親等、姻族四親等といった總括的限定主義をとつてゐるのに対し、台湾の場合は個別的限定主義によつてゐる点で差がありました。一方、学説としても、日本・韓国では總括的限定主義の規定に対して批判論が優勢のようでありましたが、台湾においては反つて總括的限定主義の規定の必要性が主張されているようです。今後とも継続的研究の余地がある課題かと思われまふ。

いずれにせよ、台湾社会では古今を問わず家族観念が尊重されてゐて、大家族が漸次分解されつつある今日においてもなお

複雑な親族の概念が国民一般に根強く張り込んでゐる限り、今後の立法においてもこのような状況を考慮すべきであると同報告は結んでゐます。

相次いだ補足説明又は質疑応答においては、親族の範囲における總括的限定主義・個別的限定主義の問題は親族ないし家族の性格又は法的地位をいかにとらえるべきかの視角で検討すべきであるとの貴重な意見があり、また近親婚あるいは相続人の範囲などについても、家族の法的・社会的概念と結び付けて考慮すべきと指摘されました。そのほか親族に関する各国規定の立法沿革又は立法理由、あるいは実際適用の状況、進んでは国際私法の問題などに至るまで、活発な意見の交換がありましたことは、まことに価値ある成果でありました。

以上、極めて失礼ながら私なりに今回会議の内容を辿つて見ましたが、その成果は、学問的にも実務的にも本当に有益かつ豊かなものでありまして、過去一四回に亘つて行われたいづれの会議に比べても優るとも劣らない成果であつたこと、私ら一同はこぞつて自負してゐるのであります。そして進んでは将来とも重要な会議についてますます誇示して余りある成果がすでに予約されているものと確信してゐるのであります。雑言・多言失礼いたしました。

終わりに、参加諸先生皆様の輝かしい御健康と御学運をお祈り申し上げながら、閉会の言葉を結ぶ次第でございます。ありがとうございました。

(文責・真壁)